

鳥取県告示第 139 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 2 月 16 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字奥本字石休847、848の1、848の2、849から851まで、852の1、852の2、853、854、855の1、856の1、856の2、857の1、858、859、859の1、860から863まで、863の1、864、864の1、864の2、865、865の1、865の2、866から868まで、868の1から868の3まで、869、871、872、872の1、873、874の1、874の2、875の1、875の3から875の51まで、875の53、875の54、字長谷876から878まで、878の1、879から887まで、887の1、888、888の1、889の1から889の66まで、890、890の1、891、891の1、892から900まで、901の1から901の36まで、902の1、大字三吉字広高下300の1、300の5から300の26まで、字花尾垣内331の1から331の6まで、字助治郎谷692の1から692の5まで、字三郎谷693の1から693の11まで、字下モサル小屋694の1から694の24まで、字中サル小屋695の1から695の32まで、字奥サル小屋696の1から696の13まで、字サル小屋697の1から697の4まで、字小ツケ谷698の1から698の5まで、字柳サコ699の1から699の4まで、字ナルサコ700の1、700の2、字大柿谷705の1から705の21まで、字小柿谷706、字アシ谷713の1から713の8まで

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)